

妊娠、出産を迎えられた  
ご家庭のための

# お誕生ハンドブック

～出産後に必要な手続きのご案内～



御殿場市

## ごあいさつ

このたびは妊娠（出産）、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

皆様におかれましては、今後の出産・育児を控えて忙しい日々を送られていると思いますが、出生届や児童手当の請求など、すぐに手続きをしなければならないものもございます。

御殿場市では、それらを少しでもわかりやすくご案内するため、「お誕生ハンドブック」を作成しましたので、どうぞご活用ください。

御殿場市長



## 出産後に行う手続きリスト

No.	項目	手続きの内容	期限	届け出先	ページ	チェック
1	出生届	生まれたお子様を戸籍に登録する手続き	生まれた日を含め14日以内	原則住民登録もしくは本籍地の市区町村役場 ※出産した市区町村役場でも可能	2ページ	
2	新生児出生通知書	新生児出生通知書の記入および郵送 ※低体重児(2,500グラム未満で生まれた乳児)の通知書も兼ねています。	生まれた日を含め14日以内	保健センター	2ページ	
3	健康保険	生まれたお子様の健康保険加入の手続き	原則生まれた日を含め14日以内	社会保険・共済組合等にご加入の方→お勤め先  国民健康保険にご加入の方→住民登録地の市区町村役場	2ページ	
4	児童手当	児童手当を受けるための手続き	生まれた日の翌日から15日以内	請求者の住民登録地の市区町村役場 ※公務員の方→お勤め先	2ページ	
5	子ども医療費助成	生まれたお子様の医療費助成を受けるための申請手続き	お子様の健康保険加入後からなるべく1か月健診まで	お子様の住民登録地の市区町村役場	3ページ	
6	出産育児一時金及び 出産育児付加金	加入している健康保険から出産費用の一部が給付される制度の申請手続き	出産した日の翌日から2年以内	社会保険・共済組合等にご加入の方→お勤め先  国民健康保険にご加入の方→住民登録地の市区町村役場	3ページ	
7	年金保険料 産前産後期間免除	出産(予定)日前後の一定期間の年金保険料が免除される制度の申請手続き	国民年金の方→ 出産予定日の6か月前から申請可能  厚生年金の方→ お勤め先または日本年金機構へお問い合わせください	国民年金の方→住民登録地の市区町村役場  厚生年金の方→お勤め先または日本年金機構	3ページ	

## お子様の誕生に伴う手続きについて

項目	必要なもの	届け出る人	手続き窓口
出生届の届出	<input type="checkbox"/> 出生届 (出産の証明があるもの) <hr/> <input type="checkbox"/> 母子健康手帳	お父様・お母様のどちらか	市民課 (届出スタッフ) 0550-82-4120
新生児出生通知書の郵送	<input type="checkbox"/> 新生児出生通知書 (ハガキ) ※通知書は母子健康手帳別冊にあります。	お父様・お母様のどちらか	保健センター 健康推進課 (母子保健スタッフ) 0550-82-1111 ※必要事項を記入、ポストに投函もしくは市民課または保健センターの窓口に直接提出してください。
健康保険の加入	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) <hr/> <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 (出生届出済証明が記載されたもの) <hr/> <input type="checkbox"/> 届出人の健康保険証 <hr/> <input type="checkbox"/> お父様、お母様、お子様の個人番号(マイナンバー)確認書類 (マイナンバーカードもしくは通知カード)	お子様を扶養に入れるお父様・お母様のどちらか	社会保険・共済組合等にご加入の方→ お勤め先へお問い合わせください。 国民健康保険にご加入の方→ 国保年金課 (保険給付スタッフ) 0550-82-4121
児童手当の認定請求	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) <hr/> <input type="checkbox"/> お父様、お母様の個人番号(マイナンバー)確認書類 (マイナンバーカードもしくは通知カード) <hr/> <input type="checkbox"/> 請求者の口座情報がわかるもの (通帳もしくはキャッシュカード) <hr/> <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証(国保の場合は不要) ※マイナンバー記載に同意できる場合は不要 <hr/> <input type="checkbox"/> 所得証明書 (転入された方のみ) ※マイナンバー記載に同意できる場合は不要	お父様・お母様のどちらか ※請求者となるのはお父様・お母様のうち年収の多い方	子育て支援課 (いきいき子育てスタッフ) 0550-82-4124 ※公務員の方はお勤め先へお問い合わせください。

項目	必要なもの	届け出る人	手続き窓口
子ども医療費助成制度の申請	<input type="checkbox"/> お子様の健康保険証 <input type="checkbox"/> 請求者の口座情報がわかるもの（通帳もしくはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） <input type="checkbox"/> お父様、お母様の個人番号（マイナンバー）確認書類（マイナンバーカードもしくは通知カード） <input type="checkbox"/> お父様・お母様の所得証明書または源泉徴収票（転入された方のみ） 6月までは前年のもの 7月以降はその年のもの ※マイナンバーを利用した所得の確認に同意できる場合は不要	お父様・お母様のどちらか	子育て支援課 （いきいき子育てスタッフ） 0550-82-4124
出産育児一時金および出産育児付加金の申請	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳（出生届出済証明が記載されたもの） <input type="checkbox"/> お子様の健康保険証 <input type="checkbox"/> 世帯主の口座情報がわかるもの（通帳もしくはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 領収書・直接支払制度の利用に関する同意書	お母様 （お母様が専業主婦などで被扶養者になっている場合はお父様）	社会保険・共済組合等にご加入の方→ お勤め先へお問い合わせください。 国民健康保険にご加入の方→ 国保年金課 （保険給付スタッフ） 0550-82-4121
年金保険料産前産後期間免除の申請	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） <input type="checkbox"/> お母様の個人番号（マイナンバー）確認書類（マイナンバーカードもしくは通知カード） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳（出産前の方のみ） <input type="checkbox"/> 出産日および親子関係を明らかにする書類（お母様とお子様がお別世帯の場合のみ）	お父様・お母様のどちらか	国民年金の方→ 国保年金課 （年金スタッフ） 0550-82-4122 厚生年金の方→ お勤め先 または日本年金機構 沼津年金事務所 055-921-2201

※本ハンドブックに掲載していない手続き等もございますので、予めご了承ください。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

令和4年4月 Ver.4

〒412-8601

静岡県御殿場市萩原483番地

電話（代表） 0550-83-1212